

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成29年2月3日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 多根 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
【事務連絡者氏名】	田子 慶紀
【電話番号】	03-6262-3921
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	らくちんファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、平成28年5月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、本訂正届出書を訂正するものであります。

なお、平成28年11月25日付をもって有価証券届出書の訂正届出書を提出しており、当該内容については訂正の内容を省略しております。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は、訂正部分を示します。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

<訂正前>

##### 2【投資方針】

（前略）

##### （2）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
- ・さわかみファンド
- ・ひふみ投信

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託）に投資する場合があります。

\* 上記は、平成28年9月末日現在の指定投資信託証券です。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（中略）

（参考）指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成28年9月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、平成28年9月末日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（後略）

<訂正後>

## 2【投資方針】

（前略）

### （2）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・ニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・ニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSA（適格機関投資家限定）
- ・TMA長期投資ファンド（適格機関投資家限定）
- ・さわかみファンド
- ・ひふみ投信
- ・コムジェスト・グロース・ワールド EURO I Accクラス（アイルランド籍ユーロ建外国法人）

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託）に投資する場合があります。

\* 上記は、本書提出日現在の指定投資信託証券です。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（中略）

（参考）指定投資信託証券について

指定投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、本書提出日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、本書提出日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の中には、直接市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家限定）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

（後略）

原届出書の該当箇所に以下の内容を追加します。

< 指定投資信託証券の概要 >

種類・項目	コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Accクラス (アイルランド籍ユーロ建外国投資法人)
運用の基本方針	
基本方針	当ファンドは、世界中の質の高い成長企業に分散投資することで信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。
主な投資対象	当ファンドは、株式、優先株式、転換社債等に投資します。 当ファンドは、中国A株に直接的もしくは間接的に投資することがあります。 当ファンドは、債券等の譲渡可能な証券へ投資することがあります。 当ファンドは株式と優先株式に、資産総額の少なくとも51%投資します。 当ファンドと投資方針が一致するファンドへの投資を資産総額の10%まで行うことがあります。 利付証券への直接的若しくは間接的な投資は資産総額の25%までとします。
主な投資制限	同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。また、純資産総額の5%超組み入れている同一発行体が発行する譲渡性有価証券及びマネーマーケット商品の合計は純資産総額の40%未満とします。 同一の銀行等での預金は、原則として純資産総額の20%以下とします。 集団投資スキーム（投資信託等を含む）への投資はその合計が純資産総額の10%までとします。 一時的な借り入れを除いては、原則として借り入れは行いません。借入れを行う場合は、その合計が純資産総額の10%までとします。
収益分配時期及び方法	原則なし
ファンドに係る費用	
信託報酬	年率0.85%
販売手数料	ありません
信託財産留保金	ありません
その他の費用	アドミニストレーター・フィー：上限0.05% カストディアン・フィー：上限0.03% その他：信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用、税務顧問および法律顧問費用など。
その他	
投資運用会社	コムジェスト・アセットマネジメント・インターナショナル・リミテッド
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー
受託会社	RBC・インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイ
管理事務代行会社	RBC・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日

(後略)

以上